

平成 31 年度

雄武町行政執行方針



雄武町長 中川原 秀樹

平成 31 年第 1 回雄武町議会定例会の開会にあたり、町政執行への私の所信を申し述べます。

本年は、町長として任期 2 期目の最終年を迎えたところでありますが、町長 2 期目の町政執行にあたりましては、基本理念につきましては 1 期目と同じく「郷土愛に燃え明るく豊かなまちづくり」とし、2 期目の政策理念を「人口減少危機を総力で打開するまちづくり」として、2 期目の就任以来、理念実現のための必要な施策を講じてきたところですが、本年はその最終年であり、集大成を迎える重要な年と位置づけております。また、本年は 5 月 1 日に元号の改正が予定されており、平成の幕を閉じる歴史的転換

点でもあります。この間、平成における地方自治関連の大きな動きとしては、地方分権改革が台頭し、同時に国による市町村合併の推進や地方財政における三位一体改革等、地方自治体、とりわけ町村の自治体は大変厳しい状況にさらされてまいりました。

私は、これまでも機会あるごとに申し上げてきましたが、現在、我が国では、これまでに経験のない少子化による人口減少と超高齢化という未曾有の事態に直面しており、雄武町におきましても、生産年齢人口の減少により、地域経済を支える担い手が不足するなど、地域経済力や、まちの財政運営への影響も懸念されるところであります。しかしながら、人口減少問題については特効薬もないことから、多くの自治体において、その対策に苦慮している現状にあります。

本町におきましては、私の政策理念実現のために掲げました「地域産業の成長による所得の向上と雇用創出」、「出産・子育てと高齢者の夢を叶える大胆な経済政策支援」、「観光と文化・健康スポーツの拠点づくり」という 3 つの重要政策にもとづき、これまでも数々の施策に精力的に取り組んできたところでありますが、本年については集大成の年でありますので、重要政策の仕上げにふさわしい施策の執行を進めてまいり所存であります。

まず、「地域産業の成長による所得の向上と雇用創出」についてであります。国では景気の回復が戦後最長の「いざなみ景気」を越えたという認識であります。地方におきましては、その恩恵が全く実感できない現状にあります。そのため、雄武町におきましては、基幹産業や商工業の振興による生産基盤力の強化を進めることにより、雇用の維持・創出につなげるとともに、町民全体のさらなる所得向上を図ってまいります。

次に、「出産・子育てと高齢者の夢を叶える大胆な経済政策支援」であります。少子化を打開するためには、誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境が必要であり、そのために他の自治体に先駆けて実施しております。出産育児世代に対する大胆な経済支援を継続してまいります。また、これまで雄武町を支えてこられた皆さんが、退職を機に、都市部へ移転されるという事例も多くなってきておりますので、退職後も引き続き、本町において夢と生きがいを持って暮らせるための仕組みづくりにより、魅力あるまちづくりを推進してまいります。

次に、「観光と文化・健康スポーツの拠点づくり」であります。本町の最大の観光資源であります豊かな自然環境を生かした観光振興を引き続き強く進めるとともに、本町のまちづくり推進においても、重要な位置を占めるオホーツク紋別空港のさらなる利用促進による、都市部との交流人口及び関係人口の拡大を図るほか、今年度完成する新図書館を新たな学びと交流の拠点として、積極的に活用してまいります。

そのほか、まちづくりにおきましては、人づくりも欠かすことのできない重要な要素であります。特に建設業界や介護業界については、人材不足が全国的な問題となっており、本町におきましても、避けることの出来ない喫緊の課題となっております。そのため、それら技術職の育成及び充足を図るための各種支援制度の創設を進め、優秀な人材の確保を図ってまいります。また、自治体を取り巻く変化のスピードが加速していくなかで、多様化する行政ニーズに的確に対応できる職員を養成するために、各種研修を充実させるほか、人材育成を目的とした人事評価制度の完全実施に向けた検討を進めるとともに、国が推進する働き方改革につきましても、適切な対応を講じながら、団体自治たる組織の職員力向上に努めてまいります。

また、施策の執行にあたりましては、町行政の最上位計画であります、第6期雄武町総合計画にもとづき、人口減少対策はもちろんのこと、まちづくり目標に向かうための、適切かつ効率的な行財政運営の確立も進めてまいります。

以下、雄武町総合計画の政策目標ごとに主要な基本施策について、ご説明申し上げます。

1 協働によるまちづくりの推進

●町民主体のまちづくりの推進

社会の成熟化に伴い、まちづくりに対する町民意識の高まりとともに、自治体には地域特性を活かした施策を展開し、町民とともにまちづくりを進めていく行政運営が求められております。

町民主体のまちづくりを推進するため、自助・共助・公助という補完性の原則を基本として、町民一人ひとりが、創意と工夫に満ちた活動を推進しながら、地域の自治力を

強くしていくことが必要であります。

第6期雄武町総合計画では「～郷土愛で築く～次世代へ躍進するまち・雄武」と定めたまちの将来像に向かって、これからの雄武町を生きる町民一人ひとりが、町の将来に夢を抱き、新しい種を蒔き、大きく育てあげるまちづくりを目指してまいります。

また、行政情報を可能な限り町民に周知するためにも、主たる広報媒体である町広報紙は重要な役割を果たすことから、さらなる紙面充実に継続して努めるとともに、様々なコンテンツによる情報提供が可能な、町公式ホームページの充実を図ってまいります。

町民の関心の高い財政情報については、分かりやすい構成による予算書及び決算書の作成配布を継続するほか、情報量が膨大となる事務事業評価、施策評価などの行政評価調書、総合計画や財政計画の全容などについて、電子媒体の優位性を活かすために、公式ホームページ上で公表しており、これらについても継続して取り組んでまいります。

まちづくりは、町民一人ひとりが主体性を尊重し合い、強い連帯意識のもとに進めていくことが重要であります。その基盤としての自治会は、町民が主体的にまちづくりに参画するために重要な役割を担っております。近年では、核家族化や単身世帯の増加、価値観の多様化などによる自治会未加入者や、高齢化による担い手の不足や活動の停滞などの課題も生じてきております。

こうした課題の解決に向けて、各自治会の主体的な活動に対する支援を強化し、自治会運営補助について検証しつつ、必要な活動支援を講じながら、町民との協働によるまちづくりを進めてまいります。

●多様な交流の促進

交通や情報通信など、交流基盤の急速な進展により、地域を越えて人・物・情報などの交流が活発になってきております。

このような交流は、相互に異なった文化を地域にもたらし、新しい活力を生み出すことも期待されるとともに、他の自治体との交流を通じ、我がまちの魅力を再認識できる機会にもなることから、それぞれの特性を活かした地域間交流を推進する必要があります。

このため、これまでも実施してきております、佐賀県武雄市、栃木県益子町との交流や札幌・東京雄武会とのふるさと交流を継続してまいります。

現在、開設しております「お試し暮らし住宅」については、新たな交流の創出や関係人口の増加とともに、人口流入や町の活性化にも期待できることから、継続して開設してまいります。

●効果的・効率的な行政経営

総合計画をPDCAサイクルにより進行管理をしながら、目指す将来像に向かって施策を着実に推進していくとともに、行政評価制度では、総合計画、財政計画及び予算編成と連動させた上で、施策・事務事業における評価指標にもとづく検証を行い、継続的

な改善を進める仕組みを確立し、さらに、総合計画にもとづく重要戦略計画として位置付けられている「まち・ひと・しごと総合戦略」は、第 1 期の総仕上げを目指すとともに、必要な調査・分析を行い、次期「総合戦略」の策定に取り組んでまいります。

財政健全化法にもとづく財政健全化比率については、いずれも健全段階の数値を維持しておりますが、今後とも中期的な展望に立って健全で持続可能な財政運営に努めるとともに、雄武町ふるさと応援事業では、地場産品を広く PR し、自主財源確保の取り組みを継続してまいります。

町税については、町財政の根幹をなすものであり、地方税法にもとづき、適正な課税を行うとともに、納税者の利便性向上のため、納めやすい環境づくりの検討を進め、納期内納税の促進に努めてまいります。また、滞納税額を解消していくため、法にもとづいた滞納処分等の実施について、実態に応じ、適時適切な収納対策を進めてまいります。

広域連携の仕組みは、日常生活圏の広域化や行政需要の高度化・専門化、事務処理体制の効率化の要請等への対応を目的として、これまでごみ処理、し尿処理など様々な分野で広く活用が進められ、一定の成果を上げてきております。今年度におきましても、「西紋別 5 市町村地域連携に関する協定書」にもとづく、「療育機能の強化」と「広域観光の推進」について、引き続き、西紋別 5 市町村と連携し、事業を推進してまいります。

また、町独自の統計調査であります雄武町基本調査をはじめ、各種統計調査を適切に実施し、調査結果の有効な分析等により、データにもとづいた施策を進めていくための重要な情報として活用を図ってまいります。

2 地域産業の振興と雇用の創出

●農業の振興

農業・農村は、食料の安定供給はもとより、国土や自然環境の保全、良好な景観の形成といった多面的機能の発揮を通じ、住民の暮らしに大切な役割を担っております。しかしながら、近年、農村地域では、農業者の高齢化や担い手不足により、離農者の増加といった大変厳しい状況が続いております。

また、昨年 12 月に TPP11（11ヶ国）、本年 2 月に日欧 EPA が発効し、日米間においても物品貿易協定（TAG）の交渉開始で合意するなど、農業を取り巻く環境は急速に変化が進んでおりますが、国内においては、産業政策と地域政策を表裏一体で進めていくとする「農林水産業・地域の活力創造プラン」が改訂され、若者たちが希望の持てる「強い農林水産業」や「美しく活力ある農山漁村」を実現するための農林水産業全般にわたる政策の展開方向や具体的な施策が示されております。

このような状況の中、本町の農業が地域の基幹産業として、安定的な発展を築いていくためには、利用拡大を図る農地等の基盤整備はもとより、新規就農者や担い手の育成・

確保、労働負担の軽減、収益力・生産基盤の強化などの施策に取り組み、持続可能な力強い農業の実現に努めていく必要があります。

土地基盤の整備については、国営緊急農地再編整備事業雄武丘陵地区の着工により、圃場の大区画化や農地の集約化が進められており、地域の収益性の向上や安定した農業経営の確立をはじめ、耕作放棄地の解消や発生防止も図られますので、引き続き事業を推進してまいります。

また、畜産担い手育成総合整備事業（再編整備型事業）雄武地区においては、本年 2 月に、経営規模拡大を目指す農業者のロボット牛舎 1 棟が竣工しましたが、今後も農業経営の体質強化のため、草地造成改良や草地整備改良等の土地基盤整備を計画的に実施し、高位生産性のある飼料基盤を形成するとともに、生産コストの低減や飼料品質の向上を図り、酪農経営の安定化に取り組んでまいります。

次世代を担う農業者の育成・確保については、北オホーツク農業担い手対策協議会において、新規就農者の誘致をはじめ、担い手の育成や確保対策の取組みが推進されておりますので、本町と興部町における広域での一体的な活動の充実に努めてまいります。また、昨年、本町での就農に向けた研修生が新規就農に結びつかなかった要因として、研修場所の確保が挙げられますが、現在、北オホーツク農業協同組合において、平成 31 年度に農協出資型生産法人を設立し、再来年度から研修機能付きの生産牧場を開設する計画がありますので、本町の支援について、関係機関等との協議を進めてまいります。

人口減少社会における農山漁村の活性化を図ることを目的とした日本型直接支払制度である中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金のほか、環境に配慮した生産を後押しする環境保全型農業直接支払交付金を活用した取組みに対しても、引き続き支援してまいります。

家畜バイオマス資源の利活用については、昨年、雄武町家畜バイオマス事業推進協議会を設立し、農業者へのアンケート調査や勉強会を開催し、調査・検討を進めております。バイオガスプラントの導入は、環境対策のみならず、新たな産業や雇用の創出による地域産業の活性化も期待できることから、引き続き事業収支計画や事業運営方法等の詳細調査を実施しながら、調査・検討を進めてまいります。

大規模で専門的な本町の農業が、わが国の食料自給率の向上に貢献し、安全・安心で高品質な農畜産物を安定的に供給できるよう、地域農業者や関係団体と連携を深めるとともに、農業振興に向けた取組みを進めてまいります。

●林業の振興

森林は、豊かな水やきれいな空気を育む役割を担っており、国土の保全、水源の涵養、保健、休養機能など、森林が持つ多様な機能が十分発揮できる森づくりが求められておりますので、森林の有する公益的機能が最大限に発揮されるよう、適切な森林整備の推進に取り組んでまいります。

森林・林業を取り巻く環境については、高齢化に伴う林業労働者の減少の影響を受け、

林業労働力不足や技術・技能の低下が懸念されておりますが、木材自給率は7年連続で上昇し、木材の総需要量もリーマンショックから徐々に立ち直り、近年は回復基調となっております。また、東京五輪のメイン会場であります新国立競技場は、現在、建設が進められておりますが、大屋根には、北海道のカラマツ森林認証材が供給されており、北海道産材の利用拡大も図られています。

本町の民有林については、無立木地への造林を推進する未来につなぐ森づくり推進事業など、国や北海道の制度を有効に活用するほか、森林所有者が適切に行う間伐や下刈の森林施業を支援する森林整備推進事業、私有林の森林認証拡大を図るための認証林を育む森づくり促進事業など、町独自の取組みも進め、森林所有者の負担軽減を図りながら、森林整備の推進を図ってまいります。

町有林については、森林経営計画にもとづき、造林や間伐などの森林施業を計画的に実施するため、国の補助事業を有効に活用し、土砂災害の防止や環境保全、渇水や洪水を緩和しながら良質な水を育む水源涵養といった森林が持つ公益的機能の維持増進を図ってまいります。

森林法の改正により、森林土地所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する林地台帳制度が創設されたことから、森林組合や林業事業体等が取り組む施業集約化を促進するため、林地台帳制度の運用を図ってまいります。

本町の林道橋梁については、老朽化が著しくなっていることから、橋梁の現状を把握するため、林道橋梁点検を実施しておりますが、この点検結果をもとに林道施設長寿命化計画を策定し、より効率的な維持管理や更新に努めてまいります。

有害鳥獣被害の対策については、鳥獣被害防止計画にもとづく効果的な捕獲を実施するため、関係団体で構成する鳥獣被害防止対策協議会と連携し、被害防止の取組みを強化してまいります。

平成30年度税制改正の大綱において、森林環境税及び森林環境譲与税の創設が決定され、森林環境譲与税は、本年9月から各自治体への譲与が開始されますが、将来の世代へ豊かな森林を引き継いでいくための貴重な財源となることから、公益的機能が高度に発揮されるような森づくりを中心とした活用策を検討してまいります。

本町にふさわしい豊かな生態系を育む森林を守り、育て、将来の世代に引き継いでいけるよう、森林整備の推進や地域林業の振興に努めてまいります。

●水産業の振興

漁業は、関連産業への波及効果も大きく、地域経済の基盤を支える役割を担っておりますが、昨年は、サケが3年続けて不漁となったほか、毛ガニは計画量の4割の漁獲量にとどまるなど、気候変動のほか、漁場環境や漁業資源量の変化により、漁獲が不安定な状況にあります。

このような状況の中、ホタテ貝に関しては、4年ぶりに1万5千トンを超える漁獲量となり、これまで北海道や関係団体と連携した平成26年の低気圧被害における減産抑制対

策が実を結び、ホタテ漁業は、正常化に向け回復していることから、これまで地道に継続してきたつくり育てる漁業を基軸として、水産業の振興に取り組んでまいります。

つくり育てる漁業の振興策としては、ホタテ漁業の増産体制を構築させ、安定した漁業として確立するため、ホタテ漁場の貝殻散布事業や有害生物駆除対策事業による底質改善やヒトデなどの外敵駆除に対し支援してまいります。また、北海道の事業で実施されている魚田地区におけるウニの増殖礁施設の整備推進を図るとともに、ナマコの資源増加に向けた調査や試験への支援を継続し、漁業の健全な発展と安定した水産物の供給を基本的な役割とする増養殖体制の一層の充実に努めてまいります。

生産と流通の拠点として水産業の活性化を支える漁港については、国や北海道の事業として、元稲府・雄武・沢木・幌内の4漁港の整備が進められておりますが、地元の要望に配慮した整備が図られるよう、引き続き関係機関と連携しながら、漁港整備に努めてまいります。

また、高度な衛生管理の整備が図られた元稲府漁港において、雄武漁業協同組合が整備する荷さばき施設については、陸揚げから出荷までの衛生管理体制の徹底により、水産物の付加価値向上に期待ができることから、支援を行ってまいります。

水産加工業については、本町の主要産業の一つとして、雇用及び地域経済活性化に大きく寄与しておりますが、魚価の上昇や町外からの原料移入などをはじめ、加工コストの増大から、経営が厳しい状況にあります。

とりわけ、ホタテのウロ処理等の水産廃棄物処理に対するコスト高が大きな負担となっていることから、水産廃棄物処理料の負担軽減対策や水産廃棄物処理プラントの更新に伴う借入資金の利子に対する支援を継続し、経営基盤の早期安定化を推進してまいります。

また、加工原料となる水産物の鮮度保持に必要な氷の供給については、水産施設利用協同組合が民間の施設を借上げして運営しておりますが、施設や機械の老朽化により、製氷や貯氷能力の低下が著しく、支障を来たしておりますので、平成30年度の繰越事業とはなりますが、国の補助事業を活用し、本年において、町が事業主体となり、貯氷施設を整備することにより、衛生管理の高度化や安定的な氷の供給体制を確立するとともに、水産加工業者や漁業者の経営の安定化を図ってまいります。

水産加工業界については、引き続き厳しい状況にありますが、衛生管理の高度化や鮮度・品質の向上を図り、「食の安全・安心」と「雄武ブランドの確立」により付加価値を高め、早期に経営の安定化が図られることを期待しているところであります。

●商工業の振興

日本経済は、緩やかに回復し、設備投資の増加や雇用・所得環境が改善するなかで、個人消費も持ち直しているといわれておりますが、地方にまで経済効果が波及するには至っておらず、本町の商工業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。

このような現状に対応するため、町内中小企業等に対する施設等整備への補助や特産品の開発などへの支援を継続するとともに、融資のあっせんや利子及び保証料の補給に

より、中小企業等の経営安定化をはじめ、地域の素材を活かした特産品開発の促進を図ってまいります。

近年、経営者の高齢化や後継者不足等により、事業所や商店が減少してきておりますので、商工業等に対する支援施策として、新たに創業する小規模企業者に対し創業費用の一部を助成することにより、町民や町外者の創業を積極的に促進しながら、空き店舗の解消をはじめ、新たな産業や雇用を創出するとともに、経済の活性化を図ってまいります。

また、昨年 2 月から新たな買い物支援対策として実施している地域の拠点における購買・福祉・コミュニティ機能向上事業（ひので丸）を引き続き推進するとともに、地元での購買促進を目的とした商業活性化推進事業及び賑わいの場の創出や創業のための各種事業などの幅広い事業展開を目的とした空き店舗活用事業にも支援しながら、積極的な取組みを進めている商工会との連携をさらに深め、地域経済の振興に努めてまいります。

●観光の振興

経済波及効果の大きい観光は、地域の活性化や新たな雇用の創出などの効果が期待され、地域が一丸となって個性あふれる観光地域をつくり上げ、活気にあふれた地域社会を築いていくことが、国が目指す観光立国の実現に向けて必要不可欠であり、近年、観光振興を図ることにより、交流人口を増加させるという新たなまちづくりの手法が地域の活性化の切り札として期待されております。また、旅行者の観光に対するニーズは、名所や景色だけを見て、特産品を買うといったスタイルの観光には満足できず、地域の生活や文化を学び、体験や交流をじっくりと楽しむといった傾向が強くなってきております。

このような状況の中、本町は、心を癒す大自然や温泉資源を有し、さらには新鮮で美味しい食があることから、本町ならではの魅力を磨き、効果的に情報発信することが一層重要になりますことから、昨年 9 月に策定しました「雄武町観光マスタープラン」に位置付けられた実現戦略を着実に実行しながら、観光振興の充実に努めてまいります。

また、雄武町観光協会を中心に、各関係団体等とのさらなる連携を図り、滞在体験型観光の促進を図るとともに、観光客を誘引するための中核的なイベントであります「おうむ産業観光まつり」や「雄武の宝“うまいもん”まつり」については、新たな参加型アトラクションの実施により、交流人口の増加を図るとともに、本町の魅力を発信してまいります。さらに、国の地域おこし協力隊制度の活用により、観光担当支援員の配置を継続し、地域住民とともに、町内外への観光 P R や情報発信等の充実に努めてまいります。

本町の宝であります温泉資源を活用した「ホテル日の出岬」については、町民の福利厚生と健康増進に資するものとして、オープン以来据置きしております日帰り入浴料大人 500 円（ワンコイン入浴）を維持するための運営支援を継続するほか、施設建設か

ら 20 年が経過し、随所で老朽化や経年劣化による変状が顕在化していることから、施設の整備を年次計画にもとづき計画的に進め、利用者から親しまれ、また愛されるホテルとして、住民福祉の向上とともに、観光の振興を推進してまいります。

オホーツクサイクリングについては、これまで日帰りコースを増やすなどの創意工夫をしながら、魅力あるイベントを目指してきましたが、スタートとゴールが異なる地点であることや参加者志向が大きく変化するなかで、参加者が減少を続けており、オホーツク総合振興局管内の広域イベントとしては、開催が難しい状況となってきたことから、広域圏単位や単独市町村等において、新たな展開によるサイクリングイベントを開催することとして、本年の第 38 回大会をもって、発展的に終了することとなりましたので、オホーツクサイクリングに代わって、観光客誘致や交流人口の拡大につながる新たなサイクリングイベントについて検討してまいります。

広域による観光の取組みについては、西紋別広域観光戦略委員会において、観光客のニーズの把握を目的としたモニターツアーの実施、メディアを活用した観光 P R、観光客の利便性向上を図るためのレンタサイクル導入実験など、西紋 5 市町村で連携を図りながら、各種事業を推進してまいります。

また、本町の観光を P R するためには、本町の魅力を町内外に発信しながら、知名度を向上させることが重要となりますので、ご当地ならではの公認キャラクターの作成に引き続き取り組み、イベントでの活用とともに、雄武町観光協会と連携し、キャラクターグッズの作成を進めてまいります。

3 保健・医療・福祉の充実

●保健・医療の充実

健康でいられることが当たり前と思われがちですが、心身ともに健やかに暮らしていくためには、早い段階から健康に関心を持ち、自らが「健康づくり」を進めていくことが重要であります。

生活習慣病は、自覚症状がないままに進行すること、長年の生活習慣に起因すること及び疾患発症の予測が可能なことが特徴とされています。生活習慣は個人が長年築いてきたものであるため、改善すべき生活習慣に自ら気づくことが難しく、また行動変容が難しいことであると認識されている場合が多い状況にあります。

このため、健診によって生活習慣病発症のリスクを発見し、自覚症状がなくても発症のリスクがあることや、生活習慣の改善によって、リスクを少なくすることが可能であることを広く知ってもらうため、保健指導による支援を行うことが重要でありますことから、一次予防に重点を置きつつ、保健指導や栄養指導を効果的に実施してまいります。また、特定健診や各種がん検診などの保健事業により、早期発見、早期治療を促進し、

重症化の予防に取り組むとともに、健診の実施にあたりましては、がん検診など様々な検診をセットで受けられる機会を増やし、受診しやすい環境づくりも進めてまいります。

妊娠を希望していてもそれが叶わないご夫婦のために、不妊相談や一般不妊検査・治療にかかる費用の一部を助成する「妊活応援事業」のほか、安心に出産ができるよう、町外の分娩可能な医療機関への通院に要する交通費相当額等の助成を行う「安心出産支援事業」を継続し、健やかな妊娠生活への支援を行ってまいります。

国保病院事業については、院長である 1 名の常勤医師及び内科外来の非常勤医師と医療法人からの派遣医師のほか、旭川医科大学の支援を受けて、小児科及び耳鼻咽喉科外来診療の医療サービス提供を行っているところであります。

経営の根幹となる医師の確保については、慢性的な医師の不足と地域偏在により、常勤医師の確保は大変困難な状況ではありますが、現常勤医師の負担軽減を図るため、引き続き医師確保に向けた対応を進めるとともに、安心かつ信頼性の高い医療サービスの提供に努めてまいります。

また、病院収支については、2025 年を見据えた医療と介護の制度改革として、国・道による地域医療構想が進められているなかで、国に対する病床機能報告や 2 年ごとに行われる診療報酬改定をはじめ、将来を見通した地域ニーズに見合う病院機能の方向性に向けた検討を進めるとともに、各種の施設基準に応じた医療提供体制の確保のほか、施設の維持管理や診療材料購入など各種経費の適正化を図りながら、安定的な収支に向けた経営に努めてまいります。

介護老人保健施設については、地域包括医療ケア機能の施設拠点として要介護高齢者等への介護サービスの充実に努め、高い稼働率を保っているところであります。また、介護職員等の慢性的な不足をはじめ、3 年ごとの介護報酬改定もあり、経営面においては依然として厳しい状況にありますが、地域包括ケアシステムにおける本施設の役割は、ますます重要でありますことから、基準に応じた適正な人員確保に努めながら、関係機関との連携のもと、高齢者介護施設として適切な運営に努めてまいります。

西紋別圏域の中核病院である広域紋別病院については、二次医療・二次救急に対応する病院として、医療連携体制が構築されているところであり、地域医療圏域においても大きな役割を担う医療機関でありますので、引き続き医療連携の強化に努めるとともに、地域の基幹医療病院として質の高い医療の安全・確実な提供について要請してまいります。

●高齢者支援の充実

長寿命化に相反し、少子化が進むことにより超高齢社会となった現在、高齢者がさらなる充実した日常を過ごすためには、安心して暮らせる仕組みづくりを確立することが極めて重要であり、高齢者が生きがいを持てるまちづくりを進めていかなければなりません。

本町においては、「第 8 期高齢者保健福祉計画」及び「第 7 期介護保険事業計画」にもとづき、町総合計画との調和を保ちながら、施策を進めることとなりますが、高齢者

一人ひとりの生活課題を的確に把握し、地域ケア会議等を通じて情報共有を図り、見守りや日常生活支援に努め、一人暮らし、要介護、認知症など、様々な状態の高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を包括的に確保する「地域包括ケアシステム」のさらなる確立に努めてまいります。

また、このためにも居住系施設等の整備について、引き続き調査・研究を進めるとともに、これまで実施している「冬の生活支援事業」や「交通費助成券交付事業」及び「入浴優待券交付事業」は、日常の生活を支える直接的な支援として定着し、効果的かつ重要な施策であることから、継続して実施してまいります。

●子育て・子育ての充実

本町の次代を担う子どもたちが心豊かに育つことのできるまちづくりを築くためには、子どもたちの誕生を喜び、その成長を見守り、親がゆとりのある子育てができる環境を、地域が一体となって推進することが重要であります。

平成 22 年度に保育、教育及び子育て支援を総合的に行う場として、認定こども園を開設して以来、安心して子どもを産み育てる環境の提供と、育児世帯に対しての経済的支援として保育料の軽減を継続し、一人ひとりの特性や発達の課題に即した保育の充実のために、あらゆる関係機関との連携に努めているところであります。

児童センターにおきましては、就学児童の放課後における安全・安心な居場所を確保し、保護者の子育て及び就労を支援しています。また、「あそびの拠点」として関係機関・団体・ボランティアの方々の協力をいただきながら、児童の豊かな感性や意欲を育む各種行事を開催しており、今後におきましても、児童や保護者のニーズ等の実情を踏まえ、地域に根ざした児童健全育成を目指してまいります。

本町では、子育てしやすい環境を目指し、町独自の制度の充実等により様々な支援を実施しておりますので、支援制度を町内外へ広く発信するとともに、子どもを守る観点から児童相談所との連携を強化し、地域全体で児童虐待予防に努めるよう、啓発運動を進めてまいります。

●社会福祉の充実

時代の移り変わりにより、人口減少・超高齢化が進行し、さらには核家族化、地縁での人間関係の希薄化などを起因として、地域社会で支える力が弱まっていると言われていますが、行政や民間事業者による福祉サービスには限界があり、それを補うものとして、ボランティアなどの自主的な地域福祉活動の推進が重要となっています。

いざというときに助け合える、誰もが安心して暮らせるまちを築いていくためには、地域住民や社会福祉関係者が協力し合い、地域社会の福祉課題に取り組んでいく必要がありますので、地域共生社会を目指し、町民が福祉について学び、参画する機会の拡充

に努めてまいります。

障がい者支援については、住み慣れた地域のなかで、いきいきと生活し、住み続けられるよう地域全体で障がい者の自立支援を進めていく必要がありますので、障がい者の日中活動の場を、設置又は提供するなどの施策を検討することにより、障がい者支援体制整備を図るよう努めてまいります。

障がいや発達に不安を持つ子どもを対象とし、療育・発達支援及び各種相談を行う西紋地区幼児療育センター（発達支援センター）の活用や連携強化を図るとともに、専門的な相談員を招聘する療育アドバイザー事業の活用など、各種事業により支援してまいります。

●社会保障制度の充実

社会保障は、年金、医療、介護を主要な柱とした生活の安心や安定を支えるセーフティネットであります。

この財源は、皆さんからの保険料などの収入によって運営されており、特に町が窓口になっている国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険においては、給付費の適正化を図ることが財政基盤の安定につながることから、制度の周知や啓発、健康診査や保健指導の実施、予防事業を通して要介護度の悪化予防など、町民の健康維持・増進に努めてまいります。

また、低所得者の自立支援については、民生児童委員や社会福祉協議会、社会福祉事務出張所等との連携のもと、相談・支援を進めてまいります。

公的年金制度については、無年金者を減らすことを目的に、平成29年8月に「年金受給資格期間」が、これまでの25年から10年に短縮されたことから、対象となる被保険者の受給に向け、日本年金機構との連携により、適切な運用に努めているところであります。さらに、今後は「年金生活者支援給付金」など、新たな制度改正も予定されており、対象となる町民に不利益が生じないように、分かりやすい制度周知や相談体制構築など、窓口サービスの向上にも努めてまいります。

4 生活環境・生活基盤の充実

●環境の保全

本町の恵まれた自然環境は、我々町民はもとより広く国民に豊かな恵みをもたらし、地域経済を支える財産でもあります。この自然環境を保ち、次世代に引き継いでいくことは、私たちの責務であると考えております。

そのためには、町民や各種団体・事業者、行政が環境対策の重要性を強く認識し、そ

れぞれが役割を果たすことによって、環境に負荷の少ない循環型社会を形成していかなければなりません。

環境保全に直結するゴミ処理につきましては、分別収集やリサイクル資源の適正処理が定着していることから、今後もさらに各家庭や環境教育を実践する学校などを通じて、幅広い年齢層への広報・啓発を行ってまいります。最終処分場における埋立てゴミの減量化対策としましては、搬入される粗大ゴミや生ゴミなど、種類に応じた有効な処理方法を検討しながら、引き続き施設の延命化を図っていく必要があります。

また、公共下水道処理区域外のし尿・生活排水の処理につきましては、戸別合併処理浄化槽設置及び維持管理に対する補助制度の利用促進により、生活環境と公共水域の保全を図ってまいります。

このほか、近年、少子高齢化や葬祭・供養に対する意識の多様化といった背景から、全国各地で合同納骨塚・合葬墓のニーズが高まっておりますが、本町におきましても町民に対する説明やニーズの把握などのほか、本施設に対する住民理解を深める対応を講じながら、施設整備に向けた調整等を進めてまいります。

●交通体系の整備

社会基盤の根幹をなす道路は、町民の生活を支え、地域産業の振興に欠かすことのできない重要な役割を果たしており、これまでも計画的に必要な施策を講じてきたところでありますが、町民から寄せられる要望は、今なお、多岐にわたっているところであります。

このため、寄せられる要望すべてに対して対応を講じることは、本町の財政状況のもとでは厳しいものであることから、本年度においても緊急性や必要性和ともに事業効果等を十分に検証した上で、優先順位を定めて、計画的な道路整備を推進してまいります。

本年度につきましては、昨年度に引き続き、橋梁長寿命化修繕計画にもとづく橋梁修繕と道路施設等の点検結果にもとづいた舗装修繕を実施していくとともに、道路付属施設の点検を実施し、道路利用者の安全・安心な通行の確保に努めてまいります。

また、既存施設の良い保全を図り、また冬道対策も含めた適切な維持管理をより一層充実させていくため、引き続き事業の一部を民間に委託し、維持管理体制の構築を図ってまいります。

国道においては、上沢木地区から雄武市街地までの区間の防雪対策の推進が求められておりますので、道道における拡幅事業の未整備区間の早期着手と合わせ、引き続き関係機関に強く要請してまいります。

バス路線の確保については、過疎化による人口減少やマイカーの普及などの要因による乗合バスの乗車率減少により、バス事業者の経営内容は一段と厳しい状況にあります。

このため、生活交通路線維持補助金などによる支援によって路線を維持確保してきておりますが、今後も地域の足となるバス利用者のため、引き続き、通学・通院等の重要な交通手段となる路線の維持や乗り継ぎなどの利便性の向上に取り組んでまいります。

また、本町及び遠紋圏域の重要な空路でありますオホーツク紋別空港の利用促進につ

きましては、東京直行便の通年運行を維持するため、さらなる搭乗率の向上と首都圏からの交流人口の拡大を図るため、「オホーツク紋別空港利用促進事業」の取組みを継続してまいります。

●上・下水道の整備

水道は、町民の日常生活や産業活動に欠かすことのできない重要なライフラインであり、将来にわたって、安全・安心な水を安定供給していくことが必要であります。そして、この快適な生活環境を次の世代につなぎ、より魅力ある郷土にするための各種施策を進めてまいります。

簡易水道事業においては、本年も引き続き雄武地区の老朽配水管更新工事及び浄水場の水質計測機器更新工事、活性炭ろ材更新工事を実施するとともに、有収率向上を目的とした漏水調査を継続して実施することで、漏水事故の防止と水道水の安定供給に取り組んでまいります。

また、消火活動への備えに万全を期すため、老朽消火栓の更新を引き続き継続して行うとともに、施設の維持管理と機能保持の強化に取り組んでまいります。

給水人口の減少等によって料金収入が減少傾向にある中、ますます経営状況が厳しくなっていくことが予想されることから、経費の節減に努め効率的な事業運営に取り組んでまいります。

下水道事業においては、快適な生活環境の維持や公共水域の水質保全を図るため、未整備区域の管渠整備工事を実施するとともに、水洗化の普及促進を図るため、広報活動を通じ補助金制度や資金貸付制度の周知を図ってまいります。

また、下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しつつ、計画的、効率的に管理するストックマネジメント計画にもとづき、雄武浄化センターの水処理設備改築更新工事を実施してまいります。

さらには、興部町にある老朽化した西紋別地区環境衛生センターに代わり、雄武町、興部町及び西興部村で発生する、し尿や浄化槽汚泥を共同処理するための施設を雄武浄化センターに併設するため、国の補助事業であります「下水道広域化推進総合事業」を活用しながら整備を進めており、本年度においては施設本体工事に着手し、再来年度からの供用開始を目指しているところであります。

●住環境の整備

住生活を取り巻く環境は、進行する人口、世帯数の減少や少子高齢化などを背景として、居住水準の向上はもちろんのこと、人と環境にやさしく、質の高い住環境づくりが求められています。このような状況のなかで、人生100年時代において、若者、子育て世帯、高齢者世帯など、ライフステージに応じて変化する居住ニーズに対応した誰もが安心して暮らすことができる住まいを確保し、定住促進につながるよう住宅の新築は

もとより改修等への経済的支援であります「雄武町快適住まいづくり促進制度」の町民周知とその活用について推進してまいります。

既設町営住宅では、「公営住宅等長寿命化計画」にもとづき、ライフサイクルコストの縮減、予防保全的な維持管理や耐久性に資する計画的な改善により、既設町営住宅ストックの質の向上及び長寿命化を図るため、既設町営住宅団地環境整備事業として、旭日団地の屋根等改修工事を実施します。

町が管理運営する町営住宅等の募集にあたっては、間取りなどの情報を把握できるように公式ホームページの掲載内容の充実に努めるほか、民間賃貸住宅の情報についても、窓口の一元化により提供するサービスを運用し、町内外からの入居募集者への情報発信と住宅相談体制の充実に図ります。

公園や緑地については、健康づくりや憩いの場として利用されるとともに、災害時の避難場所としても重要な機能を担う施設であります。

これら施設について、安全・安心で快適な利用に供するために、都市公園においては、長寿命化計画の見直しを行うとともに、宮の森公園観賞池の土砂除去など、既存施設の維持管理を実施してまいります。

また、他の公園についても、日常の管理点検と遊具等施設の修繕などを実施し、公園及び緑地環境の充実に努めてまいります。

●消防・救急・防災体制の強化

地域における安全・安心の確保のためには、消防組合内の連携強化を図り、常備消防・救急防災体制の充実を進めるとともに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図ることが必要であります。そのため、消防団活動の必要性を啓発し、地域の防災リーダーとして女性消防団員の確保や能力活用を図るとともに、女性団員が活動できる環境整備を行い、研修・訓練を通して消防団の活性化を進めてまいります。また、災害出動に対する初期対応の充実強化を図り、迅速な対応ができるよう関係機関との連携を一層強くするとともに、地域住民の防火意識の啓蒙、啓発に努めてまいります。

災害時に対する初動体制の強化を図るため、消防施設の維持管理を適正に実施し、近年の大規模化傾向にある各種災害に対応できる体制づくりを目指してまいります。

火災予防対策については、防火対象物の用途に応じた計画的な立入検査等を実施し、建物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、救急業務については、救急救命士の養成・育成を計画的に行い、医療機関との連携を図りながら、より高度な救急処置を目指してまいります。

予期せぬ大規模な自然災害は、多くの尊い命や財産を一瞬にして奪い去ります。しばらくの間、幸いにも本町では人的被害を伴う災害の発生はありませんが、全国各地で発生する大規模地震をはじめ、豪雨や暴風雪など、いつ起こり得るかが予想できない災害に対しては、いかに被害を最小限に留めるかという「減災」の視点が重要になってきております。

そして、町民が各自で災害に備える「自助」、自治会など地域で共に助け合う「共助」、公的機関が行う「公助」について、それぞれが役割を認識し、機能し合う必要があります。このため、防災訓練などの機会を通じて防災や減災に関する知識習得の場を設けるとともに、自治会を主体とする自主防災組織の設置について呼びかけ、促進してまいりたいと考えております。

また、災害や緊急事態発生時の情報伝達については、一昨年に北朝鮮がミサイルを発射し、初めて全国瞬時警報システム（Ｊアラート）が発動されました。Ｊアラートは、緊急地震速報や津波警報などにも対応し、防災行政無線放送と連動しております。そして、万が一、町として避難勧告や指示を発令する際には、防災行政無線放送を基本として、広報車両、自治会への個別連絡、緊急速報メールなどを活用することとなっており、これら緊急情報の伝達体制の維持確保についても努めてまいります。

さらには、昨年発生しました北海道胆振東部地震におきましては、被災された方々に対して心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復興をお祈りいたしますとともに、北海道全体が大規模停電に陥った経験を踏まえた上で、本町におきましては、特別養護老人ホーム、営農用水施設、幌内・魚田・沢木地区の消防団詰所、町民センター及び役場庁舎の優先順位が高い主要な施設に予算を投じて、非常用発電機の設置を進め、ハード面でも地域の強靱化を積極的に図ってまいります。

また、防災を目的として整備が行われております２級河川のオコツナイ川とポンオコツナイ川については、整備が進んだ国道から下流域においては効果が絶大で、河川氾濫の危険性が低減されつつあることは、喜ばしいことであります。両河川は、本年度も国道から上流域の未整備区間の工事が予定されておりますが、事業の早期完成に向け、引き続き関係機関に対し、強く要請してまいります。

●防犯・交通安全の推進

本町の昨年の犯罪発生件数は、前年比１２件減となった一昨年と同数の７件で、関係団体などによる取組効果によって発生件数が抑制されておりますが、事件別では窃盗事件が増加している状況にあります。

本年度も警察や防犯協会、暴力追放推進協議会と連携した啓発や、夜間の防犯対策として街路灯のLED化を引き続き実施し、安全・安心のまちづくりを推進してまいります。

振り込め詐欺などの特殊詐欺については、依然として横行している中で、北海道における昨年の被害は約３億４,７００万円、件数では１４９件で、前年に比べ金額及び件数ともに半減しております。被害の多くは都市部の高齢者であります。引き続き「防犯用電話自動応答録音装置」の購入助成事業を継続するほか、老人クラブ会員などを対象に、警察との連携による講話を開催するなど啓発活動を展開し、特殊詐欺被害のない安心なまちづくりに取り組んでまいります。

北海道における昨年の交通事故死者数は、前年比７人減の１４１人で、記録が残っている昭和２２年以降、過去最少を更新しましたが、亡くなられた方々の過半数が６５歳以上の高齢者となっております。本町における昨年の人身事故は１件で、負傷者数１人、死亡者は

0人でありましたが、一方で物損事故は95件もの件数が発生し、前年比17件の増加となっていることから、油断できない状況にあります。

このため、今後も粘り強く、警察や交通安全団体、事業所などと連携し、新たに設定した「交通死亡事故ゼロ目標1000日」の達成に向けて、幼児から高齢者までの年代に応じた効果的な啓発活動や交通安全教室などを実施し、併せて交通指導員の確保を図りながら、交通事故のないまちづくりを進めてまいります。

●情報通信網の整備・充実

高度情報化社会の進展に伴い、情報通信技術（ICT）は日進月歩で進化を遂げており、社会経済活動の様々な分野で、その活用が図られております。

本町においては、町内全域へ整備した光ブロードバンドサービスの利用環境の有効活用について、雄武町地域情報化計画にもとづきICTを十分に利活用できるように検討し、また行政情報の発信や共有に関しては、公式ホームページにより町政に関する的確かつ迅速な情報発信を行うとともに、インターネット情報の取得については、スマートフォン利用者等も多くなっていることから、移動体通信網のカバーエリアにも留意しながら、町民にとって身近で利用しやすい情報共有のツールとして、さらなる充実を図ってまいります。

昨今、官公庁や民間企業などによる個人情報流出事案が発生し、標的型攻撃などのサイバー攻撃による被害も全国的に増加していることから、本町においても個人情報保護のため、引き続き情報資産等の適正管理や厳格な情報セキュリティ対策を実施してまいります。

社会保障・税番号制度においては、一昨年度から国と市町村間において情報連携を開始しておりますので、本町においても、各種システムの連携を遅滞なく進め、窓口業務等での町民の利便性向上に努めてまいります。

以上、平成31年度の行政執行にあたっての基本方針を申し述べました。

社会の急速な変革に伴い、地方を取り巻く環境は、激しく変化しております。特に戦後、社会全体があまりに利便性や効率性を追求し、暮らしが良くなる一方で、その弊害は地方の人口減少、少子高齢化という形が顕著に現れるとともに、地域社会に根付いていた自助・互助の精神が希薄になっていると言われております。

このような状況のなかで、地方に住む私たちの責務として、今為すべきことは、これまでの固定観念を捨てて、町民一人ひとりの主体性を尊重し合い、強い連帯意識によって、自分たちの町は、自分たちの手で作り上げて行こうとする、町民と行政の真の「協働」による「地域力」を創造することが重要であり、町民と議会・行政が総力を挙げて、「人口減少に負けない まちづくり」を進めなければならないと考えております。

大地と海に囲まれた雄武町の大自然、地域資源の潜在力は、計り知れない価値と可能性を秘めております。雄武町が明るい未来に向かって、永続的に発展できるよう、ただひたすらに、全身全霊を捧げて取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げ、行政執行方針といたします。

達成感から学ぶ教育のまち・雄武 ～教育文化の振興と拠点づくり～

教育行政執行方針



教育長 豊田 通敏

人口減少や少子高齢化に加え、高度情報化の進展や人工知能の普及など、社会情勢が激しく変化する中で、未来のまちづくりを担う人材の育成に資する教育の役割が一層重要となっております。

こうした状況の中、道徳や小学校における外国語の教科化をはじめ、主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善、ICTの活用などを盛り込んだ新しい学習指導要領が示され、変化の激しい社会に柔軟に対応できる資質と能力の育成が求められています。

また、生涯学習においては、人生100年時代の到来に向け、町民一人ひとりがふるさとの歴史や文化を尊重し、主体的な学習活動を通じて創造性を高め、豊かな感性を養い、その学びの成果を生かすことができるよう学習環境の充実を図ることが重要であります。

これらの社会情勢の変化や教育改革を受け、教育委員会では、雄武町の全体教育目標である「雄武町の未来を拓く、活力あふれる心豊かな人を育む」の具現化に向けて、第6期雄武町総合計画における「達成感から学ぶ教育のまち・雄武～教育文化の振興と拠点づくり～」を政策基調に、効果的・効率的に施策の推進を図ってまいります。

以下、主要な施策について申し上げます。

●学校教育の充実

学校教育の役割は、子どもたちが将来社会で自立し、自らの人生を豊かにするために必要な基礎的な力を身に付けさせるとともに、一人ひとりの可能性を引き出すことにあります。2017年3月に授業や教科書の基礎になる次期学習指導要領が公示され、小学校では2020年度から、中学校では2021年度から全面実施されるところであり、これまでの「生きる力」の育成を継続しつつ、子どもたちが身に付けるべき資質や能力、学ぶべき内容などを、学校だけでなく家庭や地域など社会全体で共有し、社会との連携や協働によってその実現を図っていく、いわゆる「社会に開かれた教育課程」の実現が求められております。また、学習する児童生徒の視点に立ち、新しい時代に必要となる資

質や能力を踏まえ、それを育成するために「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」が重視された内容となっております。

教育委員会といたしましても、新学習指導要領の趣旨に従い、引き続き本町の子どもたちの「確かな学力・豊かな心・健やかな体」の育成を目指す教育を推進するとともに、子どもたちが、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたってアクティビに学び続けることができるように取り組んでまいります。

「確かな学力」の育成については、児童生徒が将来、社会において主体的、創造的に生きていくために、基礎的な学力とともに、応用力や発展的な学力を身に付けることが必要でありますので、児童生徒一人ひとりの確かな学力向上の定着を図るため、全国学力・学習状況調査結果を踏まえ、学校におけるチャレンジテストの活用や学力向上の様々な取組を進め、成果や課題について分析を行うとともに、学習規律の徹底を図るなど、個に応じたきめ細かな学習指導の充実に努めてまいります。

また、雄武小学校及び中学校にタブレット一体型パソコンを導入し、学力向上とプログラミング教育の充実に向けた ICT 環境の整備を行うとともに、既に整備済みの他の小学校においても、タブレットを活用した授業や朝学習、放課後学習などでの活用を更に進めます。

今、児童生徒に義務教育段階を修了するまでに育成を目指す資質・能力を確実に身に付けさせるためには、義務教育 9 年間を通じて育成を目指す資質・能力を明確化し、その育成を高等学校教育等のその後の学びに円滑に接続させていくことが求められております。そのため本町においては、町内全ての学校と教育委員会事務局で組織する雄武町学校教育振興推進協議会の小中高連携委員会による取組として、教職員の異校種への授業参観や乗り入れ授業交流などを行ってきたところであり、今年度についても異校種間の連携を深め、改善を図りながら活発化してまいります。

外国語指導助手の活用については、2020 年度から実施される新学習指導要領において、小学校 3・4 年生に外国語活動が新たに加わり、5・6 年生が今までの外国語活動よりレベルアップした教科として英語を学ぶこととなりますので、外国語活動を通じて言語が自然な形で体にしみ込んでいくような学習、具体的には「聞く」「話す」という活動をベースにした学習を効率よく進めるために、今年 8 月から外国語指導助手を 1 名増員して 2 名体制とし、児童生徒の対話的な学びにつながる学習を実践するとともに、引き続き小中学校のほか、保育所及び高校へ派遣し、基礎的・実践的なコミュニケーション能力を養ってまいります。

「豊かな心」の育成については、子どもたちの健やかな成長と心豊かな未来のため、自立し、共に支えあいながら、善悪の判断・人を思いやる心・命や自然を大切にする心・ふるさとを愛する心などを育成することが大切であります。

その心を育む道德教育については、小学校は昨年度から、中学校は本年度から「特別の教科 道德」として教科化され、「読む道德」から一人ひとりの児童生徒が道德的な問題に向き合う「考え、議論する道德」への転換が図られましたので、「道德教育推進教師」を中心に指導体制の充実に努めてまいります。

道徳教育に取り入れられているいじめや不登校対策については、未然防止と早期発見・早期解消が重要であることから、「雄武町いじめ防止基本方針」に基づいて学校や保護者及び教育相談員と連携して取り組み、いじめの問題に迅速かつ適切に対応してまいります。

「健やかな体」の育成については、子どもたちの体力向上のために、各学校において体育科の授業・休み時間・放課後などにおける基礎体力向上の取組を行う必要があります。全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果に基づき、各学校において結果の分析・考察しながら、課題解決に向けた取組を進めてまいります。

特別支援教育については、今後、児童生徒同士の理解や保護者の理解、教職員の理解などを一層深めていく必要があります、そのためには、個別の教育指導計画と支援計画を作成し、学校・家庭・関係機関が連携を図り、適切な指導・支援を行わなければなりません。さらに、学校における通常学級と特別支援学級との交流学习などにおいて、障がい者理解に関わる日頃からの丁寧な指導や継続的な取組を行うなど、いろいろな工夫のもとで学んでいくことが大切です。

年々、特別な支援を必要とする児童生徒は増加傾向にありますので、特別支援教育支援員を引き続き配置し、特別支援学級及び通常学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒の生活や学習の支援に努めるとともに、障がいの有無に関わりなく適切な配慮を受けながら、みんなで一緒に学ぶことができるインクルーシブ教育の理念を大切に、特別支援教育連携協議会や教育支援委員会と連携しながら、一人ひとりの実態に応じた教育支援を行ってまいります。

教育環境の整備については、老朽化が進む校舎や設備の改修を実施するなど、子どもたちの安全・安心を確保し、快適な学校生活が送れるよう、引き続き学校施設の計画的な整備に努めてまいります。

町内の学校施設については、校舎の老朽化が進んでいる状況であり、本年度は、各学校施設の長寿命化計画の策定に向けた準備を進めてまいります。

小中学校の教育用備品については、確かな学力をより効果的に育成するため、日々の授業等に支障をきたすことのないよう所要の整備を図ってまいります。

教職員の資質、指導力の向上のためには、教育に対する強い情熱や使命感、豊かな人間性や社会性、高い指導力等の専門性を身に付けることが求められています。

このため、北海道教育委員会が開催する教職員研修や各種教育団体が主催する研究会・研修会への教職員の参加を奨励するとともに、各学校の学習指導方法の改善などの取組を支援します。また、校内研究・校内研修を計画的に進め、公開授業や公開研究会を行うなどして広く意見を求め、改善を積み重ねることにより、教職員の資質や指導力の向上に努めてまいります。

昨今、世間で叫ばれている学校における働き方改革については、次期学習指導要領に向けての準備や、全面実施されたときの新たな教育内容の実施、増大する授業時数への対応などにより、学校では教員の勤務時間数削減との両立は非常に困難な状況にあります。働き方改革は、決して勤務時間削減が目的ではなく、仕事の成果と質を維持しな

がら、減少していく労働時間を効果的・効率的に使うことでありますので、学校職員全員で知恵を出し合い、行動改革及び意識改革を行ったうえで取り進めることが重要です。教育委員会といたしましても、今年1月に策定した「学校における働き方改革雄武町アクション・プラン」に基づき、教員が専門性を十二分に発揮して質の高い教育活動を担えるよう、町内小中学校教職員の業務改善及び学校の運営体制の効果的な強化・充実に向けた取組を支援してまいります。

学校給食については、学校給食を通して、栄養バランスの取れた食事を提供し、望ましい食習慣や学校生活を豊かにし、明るい社交性と協同の精神を養うなど、発育期における児童生徒の健康増進と体力の向上を図るとともに、教育と一体となって食育を推進してまいります。

給食センターにおける学校給食衛生管理基準に適合したドライシステムによる調理体制のもと、異物混入や食中毒等の給食事故の未然防止、アレルギー対策により一層細心の注意を払い、成長期の児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、食べ物大切さを理解し、食を通してふるさと雄武への理解を深めるうえで大変重要であることから、地場産の食材を定期的に活用し、栄養バランスに配慮した美味しい学校給食を提供するとともに、栄養教諭を中核とした児童生徒や家庭に対する栄養指導と食に関するアドバイスの充実を図ってまいります。

調理業務については、引き続き民間委託による専門性や柔軟性を取り入れた質の高い安全で安心な美味しい学校給食の提供に努めてまいります。

また、学校給食費については、保護者負担の軽減を図ることによる子育てしやすい環境を創造するため、給食費の全額助成を継続してまいります。

開かれた学校づくりの推進については、学校が保護者や地域から信頼され、期待に応える教育を実現するために、児童生徒を中心に捉え、地域の声を活かした学校経営を進めるとともに、学校、家庭、地域が連携した取組を一層充実させていくことが重要です。このことを踏まえ、学校においては、参観日や学校行事を積極的に公開するとともに、ホームページや学校だよりを通して情報の発信に努め、「外から見える学校づくり」を推進してまいります。教育委員会といたしましても町の広報媒体を通じて、教育行政や学校の教育活動を積極的に家庭・地域に発信してまいります。

さらに、学校評議員制度や学校評価等を活用し、家庭や地域の理解をいただきながら、学校運営の改善と充実を図り、信頼される学校づくりを推進するとともに、学校と地域がパートナーとして連携・協働する「コミュニティ・スクール」について、本年度は雄武町の実態に応じた組織の導入に向け、準備を進めてまいります。

また、町民ボランティアにより、各学校における本の読み聞かせをはじめ、柔道やスキー授業の指導等の支援が行われているほか、放課後や長期休業期間中の学習支援では、北海道雄武高等学校の生徒及び道内の大学生サポーターがボランティアとして参加するなど、地域住民が連携を深めたコミュニティ活動が実践され、地域全体で子どもたちを守り育てる体制が定着してきておりますことから、学校支援活動推進事業の継続的な推進

を図ってまいります。

高等学校への支援については、生徒数の減少や進路志向の多様化に伴い地元中学校からの入学者が減少傾向にあります。しかし、「北海道雄武高等学校」は、本町にとってなくてはならない学校であることから、本町の後期中等教育環境維持及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、町外から通学する生徒に対する交通費の助成、部活動に対する助成、学校が取得奨励をしている簿記検定等の各種受検料に対する助成、さらには、本年度から雄武高等学校存続対策事業にある入学生徒支援助成及び見学旅行参加助成を拡充するとともに、今後一層魅力ある高校づくりを推進するために、高校との連携を深めてまいります。

●生涯学習・生涯スポーツの推進

生涯学習の推進については、町民一人ひとりが生涯を通して積極的に学び続け、心豊かな生活を送ることのできる環境づくりが必要であることから、第6期雄武町総合計画を基本とした第9次雄武町社会教育中期計画に基づき、身近な生活課題や社会問題の解決等、町民の学習ニーズを適切に把握し、「生涯にわたる学び」「地域における学び」「ともに生きる学び」の観点から、社会教育を中心とした学びの総合的な推進を図ってまいります。そのため、社会教育に優れた識見や経験を有する社会教育委員との連携を深めるとともに、町民大学や生きがい大学等において学習機会や情報提供に努め、自ら学び、活動する女性学級や自主的な活動を行う子ども育成会等の団体やグループに対し引き続き支援・育成を行ってまいります。

また、未来を担う子どもたちのために社会教育の果たすべき役割・重要性に鑑み、学校との連携・協力を強化していきます。

教育の始まりとされる家庭教育については、家庭において子どもたちの人格形成に必要な「基本的な生活習慣」と「調和のとれた心身」を育むことが教育の原点であり、その役割はますます重要視されています。

家庭のもつ教育力向上のため、北海道教育委員会が推奨している「早寝・早起き・朝ごはん」運動などを通して、食事や睡眠などの大切さの理解と「親子の絆」や「健やかな子育て」の向上を目指して、PTAや学校と連携しながら、多様な学習機会や情報の提供に努めてまいります。

武雄市との児童交流事業については、北海道と異なる気候・歴史・文化の中で多くの人との出会いとその経験により、自己の成長に大きな成果を上げていることから、今後も事業を継続するとともに、武雄市児童の受入れについては、町内小学校児童との交流及び北海道の冬ならではのおもてなしにより、児童相互の交流が深まり思い出に残る事業の展開を図ってまいります。

図書館には子どもから高齢者まで、すべての町民が本を読んで楽しみ、生活の知恵を得て、身体の健康とともに心の豊かさを育み、誰もが親しみやすい空間であることが求

められることから、利用者ニーズを踏まえた適切な蔵書管理をはじめ、町民の学習意欲に応えるため、資料検索やレファレンスサービスなどきめ細かな対応を図るとともに、季節に応じた企画展示や移動図書などの事業展開により、町民に親しまれる図書館づくりに努めてまいります。

読書は、ことばを学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を醸成するなど、子どもたちの生きるための力を育むうえで重要であることから、第3次雄武町子どもの読書活動推進計画に基づき、小学校への配本や学校図書館活動への支援、家庭における「家読（うちどく）」の啓発を推進してまいります。

8月には新図書館がオープンします。新図書館は、「図書館機能」「郷土資料機能」「絵画展示機能」「交流機能」を有することから、これらの機能が融合したユニークな事業を展開するよう町民の皆様と検討していくとともに、幅広い町民の交流拠点となることが期待されていることから、来館目的を読書や調べものに限定せず、気軽に足を運んでもらえる雰囲気づくりに努め、より魅力ある図書館になるよう運営してまいります。

健康で心豊かな生活を送ることは、すべての町民の願いです。スポーツは、体力の維持・向上のほか、人々に感動や喜びを与え、生きがいをもたせるとともに、青少年の健全育成など様々な役割を担っています。

このことを踏まえ、生涯を通して健康づくりに取り組めるよう、スポーツ推進委員との連携を図りながら、各年代を対象とした各種スポーツ事業を実施し、町民が日常的にスポーツに親しみ、楽しめる機会の提供に努めてまいります。

また、スポーツ少年団や体育連盟の自主的な活動に対する支援を継続するとともに、雄武町の代表として上位の大会に参加する選手に対しても、スポーツ振興事業により出場経費の一部補助を講じてまいります。

町が奨励するスポーツとして位置付けたブルームボールについては、小学生を対象に実施している学社融合ブルームボール教室などにより、普及促進に努め、健康で明るいスポーツのまちづくりを進めてまいります。

スポーツ施設の管理運営については、老朽化した施設の改修や備品の更新を計画的に進めるとともに、引き続き民間委託により、適切かつ効率的な管理運営に努めてまいります。

芸術・文化の振興については、町民が生涯を通して生きがいをもち、実りある人生を送るためには、町民が芸術文化を身近に感じ心豊かに暮らせるよう、文化団体やサークル活動など自主的な活動の促進を支援するとともに、優れた芸術文化鑑賞及び発表機会の提供が必要です。

昨年、6月に芸術・文化振興を図るために予選会を経て、全道又は全国大会に出場する方を対象に旅費、宿泊費及び大会参加料の一部を補助する要綱を制定しました。スポーツ振興事業と同様に、芸術・文化振興事業の充実に一層努めてまいります。

以上、平成31年度の教育行政の執行にあたり、基本方針について申し上げます。

雄武町の活力ある発展のため、また、雄武町の未来を担う子どもたちが、その個性を伸ばし、自らの力で明るい未来を切り開いていくことができるよう、家庭、学校、地域が総ぐるみで子どもたちの学びを支える体制を整えるとともに、町民一人ひとりがいきいきと豊かな人生を送ることができる生涯学習社会の実現に向けて、教育行政を力強く進めてまいりますので、町民の皆様及び町議会議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。